

意匠権侵害につき原告製品の値下げを 余儀なくされたことによる損害を認めなかった事例 －焼売用容器事件－

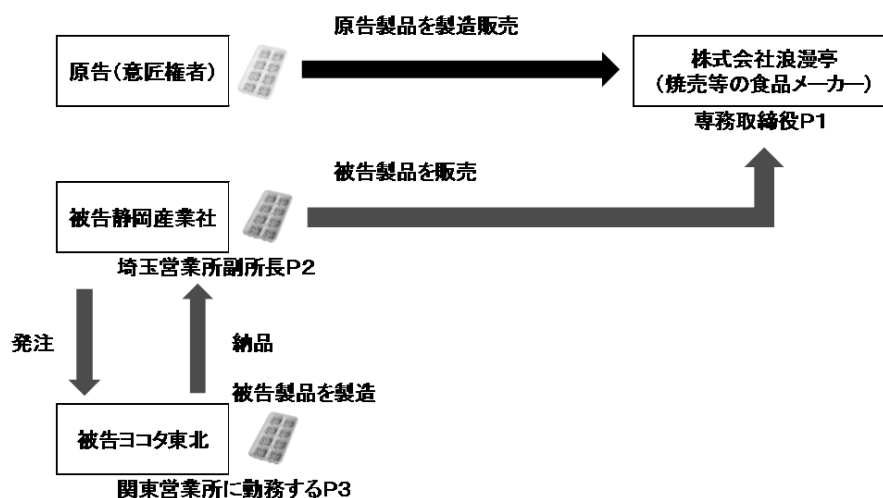
大阪地裁令和元年11月14日判決（平成30年（ワ）第2439号損害賠償請求事件）

知的財産法研究会
弁護士・弁理士 辻村 和彦

第1 事案の概要

本件は、下記の登録意匠について意匠権を有する原告が、同意匠に類似する意匠を用いて焼売用容器を製造・販売した被告らに対し、意匠権侵害に基づく意匠法39条1項及び民法709条による損害賠償、並びに原告製品の値下げを理由とする民法709条に基づく損害賠償として計7217万6858円及びこれに対する民法所定の遅延損害金を、民法719条1項前段の共同不法行為により連帯して支払うことを求めた事案である¹。

第2 当事者等



1 原告は、被告静岡産業社に対し、売買契約に基づく未払代金請求として394万1568円及びこれに対する民法所定の遅延損害金の支払もを求めているが、本稿では割愛する。

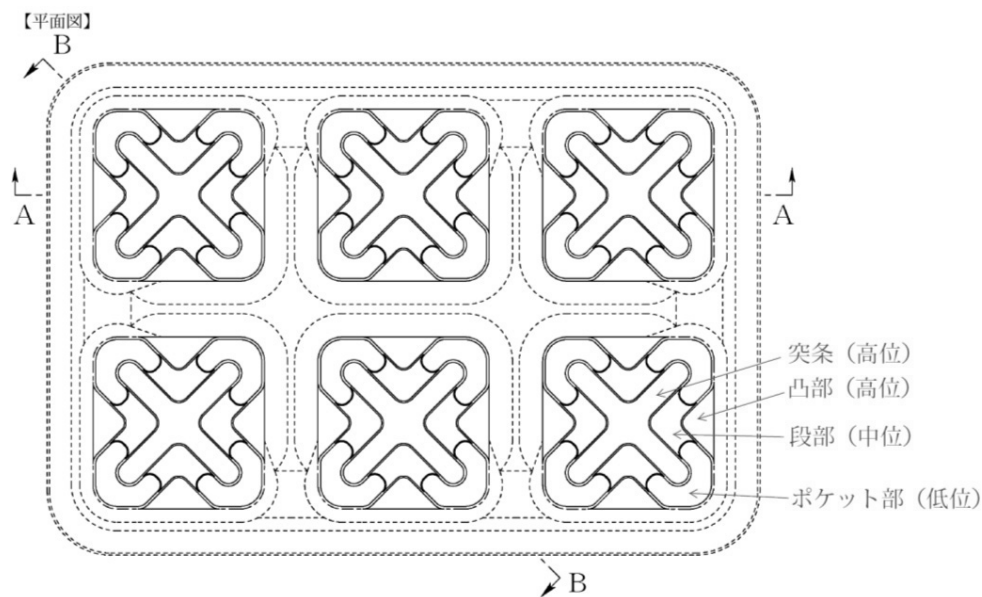
原告製品は下記の本件意匠に類似する意匠を備えた焼売用容器である。原告製品には、全体が白色の原告製品１と、これと同一の形状で木目模様が付された原告製品２とがある。

また、被告製品も焼売用容器であり、全体が白色の被告製品１と、これと同一の形状で容器の平面側の面に木目模様が付された被告製品２とがある。

原告製品及び被告製品ともに、その販売先は株式会社浪漫亭（以下「浪漫亭」という。）のみである。

第３ 原告の意匠権

- １ 原告は食品包装用容器の底部に関する部分意匠である登録番号第1297087号の意匠権（以下「本件意匠権」という。）を有しており、その登録意匠（以下「本件意匠」という。）の概要は下図のとおりである。



- ２ 【意匠に係る物品の説明】として「本物品は、しゅうまい等の食品を包装するために用いられる深皿状をした合成樹脂製容器である。本物品は、食品を載せたまま電子レンジにより加熱することができ、底部に設けられた凹凸形状によって、蒸しやすく、余分な水・油切りが図られる。」との記載がなされている。

この凹凸形状とは、上図のとおり、突条と凸部が最高位、ポケット部が最低位にあり、段部がその間の高さにある形状を示している。

- ３ 本件意匠の基本的構成態様及び具体的構成態様は、以下のとおりである。

(1) 基本的構成態様

- A 食品包装用容器に設けられた、焼売等を収容するための複数の収容部の底部の形態である。
- B 収容部の底部は、四隅に丸みを持たせた略形状に形成されている。
- C 四隅にはポケット部が形成されている。
- D 収容部の底部の中央部から各ポケット部に向けて、底部の対角線に沿って、突条が形成されている。突条は、底面側から平面側に向けて突出して形成されている。
- E 略形状の底部の辺の中央近傍には凸部が形成されている。凸部は、当該辺の両端に形成